別記様式（第４条関係）

随意契約結果一覧

所属（課名）　資産税課

件名（数量）	契約締結日 （締結日の昇順）	契約業者	予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	随意契約とした理由	審査会の開催の有無	備考
令和３年度固定資産関係電子計算システム業務委託	令和3年4月1日	株式会社松阪電子計算センター	7,936,500	7,936,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号 ・現在稼働している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は株式会社松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営していますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じるためです。 当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えます。	有	
令和３年度当初賦課業務委託	令和3年4月1日	株式会社松阪電子計算センター	16,547,300	16,547,300		有	

件名（数量）	契約締結日 （締結日の昇順）	契約業者	予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	随意契約とした理由	審査会の開催の有無	備考
令和3年度固定資産現地調査補助資料作成業務委託	令和3年5月6日	株式会社　ゼンリン津営業所	2,512,400	2,512,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・資産税現地調査に係る市内（嬉野・三雲除く）の経年変化情報（家屋の新増築や土地の利用状況及び事業者名等の調査情報）を短周期で調査し、その情報を保有しているのは株式会社ゼンリンのみであるため。	無	
令和3年度固定資産家屋評価業務委託	令和3年5月12日	公益財団法人　三重県建設技術センター	1,281,500	1,243,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務には、家屋評価についての知識と経験が求められるほか、近隣市町の実績、また課税における個人情報を扱うことから厳重な守秘義務が不可欠になる。 公益財団法人　三重県建設技術センターは、当市を含む県内全ての市町と三重県の出損金を基金として昭和44年に設立され、現在は公益財団法人としての認定を受けており、固定資産税家屋評価事業は現在県内で松阪市を含む10市5町からの評価受注実績を持って、評価の困難な家屋を中心に毎年約1,200棟の家屋評価を行っている実績がある。 このことから、家屋評価についての技術・経験・実績を有し、かつ職員を支援できる機関としての技術・守秘性を兼ね備えた公益財団法人　三重県建設技術センターと随意契約を行う。	無	

件名（数量）	契約締結日 （締結日の昇順）	契約業者	予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	随意契約とした理由	審査会の開催の有無	備考
令和3年度松阪市地番図・家屋図修正業務委託	令和3年6月21日	株式会社　パスコ　三重支店	10,849,300	10,849,300	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務は地番図・家屋図の新規作成時から現在まで株式会社パスコ三重支店と契約し修正業務を行っている。平成14年度からはシステムを導入し電子化しており、全庁的な地図情報システムの「松阪市統合型GIS」に基図、また地番検索等のデータベースとして情報共有を行なっている。 このような現状及び過程から、既存のシステム及びデータを管理していくうえで、他の業者ではデータを交換し作成する業務を伴い調整面等において手間と時間がかかること、また作業量が増加し事務に支障をきたすことからも、引き続き株式会社パスコ三重支店と契約し円滑に業務を進めたい。	有	
時点修正鑑定業務委託	令和3年6月30日	一般社団法人　三重県不動産鑑定士協会	9,009,000	9,009,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・現在委嘱している鑑定士7名は以前から松阪市の鑑定業務に携わり土地価格に精通している者である。多数ある鑑定地の現地調査、情報取集を行おうとすると、過去からの経緯等熟知している者でなければ鑑定価格に信憑性を欠くなど評価の均衡に支障をきたす恐れがある。またひとりの鑑定士に委託することとなると、業務量に無理が生じ、期間内に鑑定を行うことが困難である。評価替基準年度（令和2年1月1日時点）に鑑定士協会へ鑑定を委託しており、同じ鑑定地を引き続き委嘱予定鑑定士に鑑定してもらうことで、円滑な業務が進められるものである。	有	